

作業管理分野	内容
1 自動化、省力化	① 作業の全部又は一部の自動化又は機械化の推進 ② 適切な補助機器等の導入
2 作業姿勢、動作	① 不自然な姿勢の改善 ② 長時間の同一姿勢の回避 ③ 腰部に負担のかかる動作の改善 ④ 急激な動作の回避 ⑤ 持ち上げる動作時の注意 ⑥ 不意なひねりの回避
3 作業標準	① 性別、年齢、経験等を考慮 ② 適正な作業密度、作業強度、作業量による作業標準の策定 ③ 夜勤、交代制及び不規則勤務への配慮
4 休憩	① 小休止や休息による腰部筋緊張の緩和 ② 快適な環境の休憩設備の確保
5 作業環境	① 適切な温度や設備の確保 ② 適切な照度の確保 ③ 凸凹や段差が無く滑りにくい作業床面の整備 ④ 十分な作業空間の確保 ⑤ 労働者に合わせた設備の配置
6 健康診断	① 配置前の健康診断の実施 ② 定期健康診断の実施 ③ 診断結果による作業環境及び作業方法の改善
7 体操	① 作業前の体操の実施 ② 腰痛予防体操の実施
8 労働衛生教育	① 配置する際の労働衛生教育の実施 ② 産業医等による講義や小グループ指導の実施 ③ バランスのとれた食事の摂取や十分な睡眠に対する配慮等の措置

また、この指針の中では、腰痛の発生が比較的多い作業の一つとして、「重症心身障害児施設等における介護作業」の予防対策が示されていますので、資料Ⅲ－7を参照してください。

4 腰痛予防体操は、筋肉、靭帯、関節の動きを維持増進し、血液の循環を促進します。このたび、介護作業労働者の作業を考慮した、特別な腰痛予防体操を創りました。体操の基本は、ストレッチ及び関節を動かすことに力点を置いています。体操の要領を習得し、介護作業の開始前やちょっとした時間を使って、気軽に実践してください。

なお、作業前の体操は、眠っている「筋肉」や「関節」を目覚めさせることに狙いがあります。体操は、「立って」「座って」「床で」いずれの方法でも自分にあったものを選んで実施してください。

(メンタルヘルス)

第17条 事業者は、介護労働者が職場、利用者、その家族等の人間関係・長時間労働等から生ずるストレスに対処できるよう支援等を行うとともに、職場環境等の改善、介護労働者に相談対応等を行うなど継続的かつ計画的に心の健康の保持増進を図らなければならない。

解説：

- 1 介護労働者は、職場の上司・同僚、利用者そしてその家族等人間関係の複雑な渦中に居り、ストレスの蓄積しやすい環境にあります。特に、訪問介護員は、1人作業が多く、このストレスが精神的な疲労となり、健康を阻害することになります。
- 2 厚生労働省では、「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」(平12.8.9)」を策定し、事業者が行うことが望ましいメンタルヘルスの原則的な実施方法について総合的に示しております。まずは、各事業場が実施できる部分から取り組んでいくことが重要です。指針の内容は、次の通りです。

- 1 メンタルヘルスの基本的な考え方
 - (1) 事業場におけるメンタルヘルスケアの重要性
 - (2) メンタルヘルスケアの推進にあたっての留意事項
 - ① 心の健康問題の特性
 - ② 個人のプライバシーへの配慮
 - ③ 人事労務管理との関係
 - ④ 家庭、個人生活等の職場以外の問題
- 2 心の健康づくり計画
- 3 メンタルヘルスケアの具体的進め方
 - (1) セルフケア
 - (2) ラインによるケア
 - (3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア
 - (4) 事業場外資源によるケア

- 3 事業者は、介護労働者の悩みや相談を気軽にできるような環境づくりに取り組む必要があります。特に、介護労働者は、直行直帰の勤務形態が多く、事業場に寄る機会が少なくなりがちです。事業所内に、相談コーナーや介護労働者同士が気軽に話し合いができる場所等の場作りに取り組む必要があります。

(安全衛生保護具)

第18条 事業者は、介護作業に必要な保護衣、保護手袋等適切な保護具を備え、当該業務に従事する介護労働者に適切な保護具を使用させなければならない。

- 2 保護具は、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に

保持するとともに、使用によって、労働者に疾病感染等のおそれがあるときは、各人専用のものを備え、又は疾病を予防する措置を講じなければならない。

- 3 介護労働者は、保護具着用を命じられたときは、これを着用しなければならない。
また、保護具の衛生的な管理に努めなければならない。

解説：

在宅介護サービス業における使用保護具は、下記を標準とします。

区分	上着	ズボン	シャツ	エプロン	保護手袋	ベルト 腰部保護
調理作業	○	○	○	○		
洗濯作業	○	○	○	○		
掃除作業	○	○	○	○	○	
食事介助作業	○	○	○	○	○	
排泄介助作業	○	○	○		○	○
外出介助作業	○	○	○			○

- 1 作業衣は上着、ズボン、シャツ、エプロンとし、シャツは極力長袖を着用する。
- 2 保護手袋は、ビニール手袋、ゴム手袋等作業に適切なものを使用すること。

(事務所衛生基準)

第19条 事業者は、労働者を常時就業させる場所については、換気及び照度等について適切な措置を講じなければならない。

- 1 室内の照度は、作業区分に応じ次表の通りとし、採光及び照明の明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によること。なお、照明設備は、6ヶ月以内にごとに定期点検をすること

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

- 2 負傷者の手当てに必要な救急用具等を備え、備え付けの場所及び使用方法について介護労働者に周知すること
- 3 事務所内では、介護労働者の受動喫煙防止と快適な職場環境の形成を促進する観点から、喫煙対策に努めること

解説：

(事務所衛生基準規則を適用)

- 1 救急用具は、次のものを準備し、清潔に保持する必要があります。
 - (1) ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬
 - (2) 火傷のおそれがある場合は、火傷薬
- 2 労働者は、事務所の清潔に注意し、廃棄物は定められた場所で保管管理する必要があります。
- 3 職場における喫煙対策については、厚生労働省が平成15年5月1日に施行した「健康増進法」において事務所等を管理するものに対し、受動喫煙防止対策に取り組むことが努力義務化されました。そのための具体的なものとして、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が策定されました。

第5章 在宅介護サービス業の安全衛生管理基準

第1節 総則

(一般的事項)

第20条 事業者は、介護労働者の安全衛生を確保することが介護活動の基本であり、快適な職場環境の実現につながることを認識し、次の事項に留意しなければならない。

- 1 利用者居宅の整理、整頓、清掃、清潔に心がけると共に、常に安全な状態で作業を行えるようにすること
- 2 介護作業に応じて、保護手袋、作業衣等適切な保護具を決め着用すること
- 3 福祉用具の清掃、点検又は修理の作業を行うときは、用具に応じ、電源を切る等の措置を施し、また作業域を確保して作業を行うこと
- 4 福祉用具の利用開始前に点検を行うこと。また、使用後は放置せずに、整理整頓に努め、定められた場所に保管すること
- 5 福祉用具や環境に合った作業方法と手順を定めた作業手順書を作成し、安全な作業を行えるようにすること
- 6 介護労働者の体調に注意し、体調の悪い場合については、軽作業への変更等配置替えをすること
- 7 介護労働者には、介護労働に関する安全衛生についての教育を、定期的に実施すること
- 8 介護作業に先立ち準備体操を行うこと、また、作業の中間に、労働の負荷に応じて適切な休憩及び休息をとること

解説：

1 5 Sの実施

職場における安全衛生活動の基本は、一般的に、整理（S e i r i）・整頓（S e i t o n）・清掃（S e i s o u）・清潔（S e i k e t s u）・躰（S i t s u k e）のいわゆる5 Sを励行し、決めたことをしっかり守ることで。ここでは、躰を除いた4 Sにしていますが、要は、帰るときには、利用者宅を伺ったときの最初の状態を少なくとも維持しておくということです。

また、介護作業では、転倒防止の観点からも、次のようなことに留意する必要があります。

- (1) 床面が濡れていないか
- (2) 尿等で濡れたままで放置していないか
- (3) 福祉器具を放置していないか
- (4) 作業範囲に障害物がないか
- (5) 浴室等は滑りやすすくないか

2 安全の3原則

「5 Sの実施」「点検整備の励行」「標準作業の遵守」は、安全確保をする上で最も重要なことです。これらを安全の3原則と言います。

3 福祉用具の活用にあたって

福祉用具は、利用者の自立を支援し、かつ介護労働者の負担の軽減につながるものでなければなりません。また、利用者が福祉用具を取り扱うことができない場合は、介護労働者がその代替をすることになります。

したがって、その福祉用具が利用目的にあっていないのか、介護状態に適しているものか、使用にあたって、また、操作する上で安全上に問題がないかよく確認することが必要です。

（作業手順書の作成）

第21条 事業者は、介護作業を円滑に進め安全を確保するために、介護作業ごとに、作業の順序を明確にし、手順ごとに熟練を要する点や安全の要点等を定めた作業手順書を作成しなければならない。

解説：

（参考：資料NO. Ⅲ－9）

1 作業手順書は、「ムリ」（介護作業時の不安全動作・行動）「ムダ」（介護作業が非効率的）「ムラ」（介護作業のバラツキ）のない介護作業を追求し、安全な介護作業を効率よく行うために作成するものです。介護労働者は、これにより作業を行うことが原則です。日々の作業では、既存の作業手順書だけでは、不十分な場合もあり、改善をした時や変更したときは、その都度改訂することが大事です。

- 2 作業手順書は、まず、作業を分類したマスター表を作成し、優先度を順位付けし作成することが大事です。作成者は、衛生推進者、サービス提供責任者等が望ましく、作成後は、介護労働者に教育することが大事です。
- 3 作業手順書には、次の事項を明記するようにしてください。
 - (1) 基本事項としての、作業名、作業人員、福祉用具、資格、保護具等
 - (2) 介護作業のステップと安全確保のための急所及び予想される危険
- 4 作業手順書は、作成した後に手順どおり活用できるかどうかを確認することが大事です。不具合があれば改訂し、事故や災害が発生したとき、福祉用具が変わったとき等に見直しを行うことが必要です。少なくとも、年に1回は、見直しを行いましょう。
- 5 既に、介護作業の作業手順書を作成し整備している場合は、安全衛生関係に関する事項に抜けがないかをチェックしていただき、不足する部分を追加していただければ十分で、新規に作成する必要はありません。

(乗用車等運転作業)

第22条 事業者は、介護労働に使用する事業場の乗用車等の取り扱いに際しては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 必要な資格を有するものに運転、操作させること。また、運転免許証の携帯や車検証等の備え付けを確認すること
 - 2 車両の日常点検を実施すること
 - 3 車両は、常に整理、整頓、清掃に留意すること
 - 4 介護等のために運転するときは、車両使用届けを出させること
 - 5 個人が所有する乗用車等を業務用に使用する場合は、事前に届けさせ許可を与え使用させること
- 2 介護労働に使用する自転車についても、自動車と同様に管理すること

解説：

車両を運行する際には、道路交通法や道路法の法令遵守が求められます。また、事業場においても、安全衛生委員会等で交通災害防止に積極的な取り組みを行う必要があります。

1 道路交通法

道路における危険の防止、交通の安全と円滑を図り、道路交通に起因する障害の防止を目的としています。その中には自動車の種類、乗車人員、積載物の重量、積載の方法、使用者の義務、安全運転管理者、運転免許等が規定されています。所轄官庁は警察庁となっています。なお、この法律は、自転車についても軽車両として適用されます。

2 道路法

道路に関して路線の指定及び認定、管理、構造、保全等を目的としています。

また、これを受けて道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため車両についての制限を規定したものが車両制限令です。この中には車両の大きさ、重量等が規定されています。所轄官庁は国土交通省です。

3 交通労働災害の防止のためのガイドライン骨子

(厚生労働省 基発第83号の2 平成6年2月18日)

交通労働災害(自動車等の交通事故による労働災害)は、業務との密接な関係の中で発生するものであり、これを防止するためには、単に自動車等の運転を行う労働者に交通法規の遵守を求めるだけでなく、事業者が、自主的に一般の労働災害と同様に、総合的かつ組織的にその防止対策に取り組むべきである旨を指針として策定したものであり、下記のような内容で構成されています。

- (1) 交通労働災害防止のための管理体制
- (2) 走行管理
- (3) 教育
- (4) 健康管理
- (5) 意識の高揚

4 交通事故発生への対処

交通労働災害(交通事故)が発生した場合には、負傷者の救護や警察署への通報は真っ先にやらなければなりません。後日の事故処理を円滑にするため、直前の運行速度、ブレーキを掛けた位置、停車位置等について、可能な範囲で記録しておくことも大事です。

5 自転車事故の防止

介護作業では、車と同様に自転車を利用していますが、多くの方が交通事故に巻き込まれています。数値的に見てみますと、全交通事故死亡者に占める自転車事故は、11.9%(平成14年)です。自転車の運転についても自動車と同様に注意する必要があります。ちなみに、自転車事故の主な違反は、次のとおりです。

- (1) 安全不確認
- (2) 一時不停止
- (3) 信号無視
- (4) ハンドル操作
- (5) 交差点安全進行義務違反

第2節 介護作業

(一般的事項)

第23条 介護労働者は、介護作業にあたっては常に安全衛生を確保することが基本であることを認識し、次の事項に留意しなければならない。

- 1 利用者及び介護労働者の安全衛生の確保を図ること
- 2 福祉用具の使用にあたっては、介護作業開始前に点検を実施すること
- 3 福祉用具は、利用者および介護労働者の双方にとって、負担を軽減できるものを選定すること
- 4 乗用車等の利用にあたっては、交通事故の防止に努めること
- 5 新しい福祉用具に関しては、製品を安全に使用するための情報を介護労働者に提供すること

解説：

- 1 介護作業は、利用者宅での作業が主になります。調理器具、掃除機、福祉用具等を使用することになりますが、普段家庭で使っているものとは、使い勝手が異なってきますので、使用する前によく確認することが大切です。
また、住環境等についても確認しておくことが大切です。

(調理作業)

第24条 介護労働者は、調理等の作業をするときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 包丁等の調理器具、電子レンジ、食器洗浄器、乾燥機等の器具を適切に取り扱うこと
- 2 食器類を丁寧に取り扱うこと
- 3 利用者宅のガス器具等の取り扱い時は、換気と火気管理を行うこと
- 4 食材に対する衛生面・食中毒に関する知識を持ち管理を行うこと
- 5 手指に関しては、常に清潔に努め、傷を負っているときは、保護手袋を使用すること

(入浴介助作業)

第25条 介護労働者は、入浴介助の作業をするときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 入浴関連用具に関する取り扱いの知識を持ち、利用者の要介護度状態に応じ、正しい選択と操作を行うこと
 - (1) 浴槽用簡易手すりを取り付ける時は、浴槽の淵に確実に締め付けること
 - (2) バスボードのストッパーは、浴槽の淵にしっかりかけること

- (3) 浴槽に使用する滑り止めマットは、確実に吸着させること
- (4) シャワーキャリーを停止させるときは、ブレーキをかけること
- 2 利用者宅の給湯器の操作を確実に行うこと
- 3 利用者の身体の状態に合った移動・移乗作業を行うこと
- 4 利用者の居住場所と浴室の関係を把握し、安全な移動経路と移動方法を決めること
- 5 踏み台の代わりに浴槽内いすを使用しないこと
- 6 石鹸を使用するときには、滑ることを念頭に、取り扱い、保管方法に留意すること

解説：

- 1 入浴関連用具とその使用時のポイントは次の通りです。

入浴関連用具	注意事項
シャワーチェアー	・ 脚のゴムチップに欠損がないこと
シャワーキャリー	・ キャスターにブレーキがあること ・ 車輪の取り付けに緩みがないこと
バスボード	・ 浴槽の幅にあったものを使用すること ・ ストッパーの作動が円滑であること
入浴台	・ 高さは、浴槽の高さにあわせること ・ 固定用フックは緩みがないこと
バスアーム	・ 浴槽の淵にねじ等で確実に締めること
浴槽内いす	・ 踏み台の代わりにしないこと ・ 浴槽底面に固定できること
踏み台	・ 浴槽内いすの代わりにしないこと
浴槽用簡易手すり	・ 利用者に合った位置に取り付けてあること ・ 縁に固定するときには、レバーやねじに緩みがないこと
マット、スノコ類	・ 汚れがないこと。

(洗濯作業)

第26条 介護労働者は、洗濯作業をするときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 洗濯機や洗剤の知識を有し、操作及び点検を行うこと
- 2 回転中のドラムに手を入れないこと
- 3 洗濯物の運搬は、5kg以下になるようにすること
- 4 洗濯物の物干しや取り込み時は、足場の確認や物干し竿の落下防止に留意すること

(掃除作業)

第27条 介護労働者は、掃除作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 掃除用具や洗剤の知識を有し、操作および点検を行うこと
- 2 掃除に応じ適切な保護具を使用すること
- 3 掃除時に脚立等を使用する場合は、開き止め、脚部の滑り止めキャップ等に異常がないことを確認して使用すること
- 4 掃除時は、床材の材質や表面の状態、及び、段差等に留意すること

解説：

- 1 洗剤は、用途に応じ多種多様ものが市販されています。購入や備え付けられている洗剤の使用にあたっては、ラベル表示の成分、使用方法、使用量等の注意事項をよく確認し使用してください。
- 2 塩素系や酸性洗剤の使用にあたっての注意事項
 - (1) カビ取り用洗剤は、皮膚に触れたり、眼に入った場合は危険です。直ちに、流水で洗浄または洗眼する必要があります。
 - (2) 使用中は、換気を行ってください。
 - (3) 酸性の洗浄剤とアルカリ洗浄剤及び酸性の洗浄剤と塩素系漂白剤の併用は、危険な塩素ガスが発生するので混ぜてはいけません。

(食事介助作業)

第28条 介護労働者は、食事介助作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 自助具等の知識を有し、適切な介助にあたること
- 2 食事場所への介助移動並びに食事介助を行うこと
- 3 食品及び調理品の衛生確保に留意し、食中毒を発生させないようにすること
- 4 起居関連用具としての電動ギャッチベッド等の操作を適切に行うこと

解説：

- 1 食事の介助にあたっては、介護に先立ち、利用者の咀嚼・嚥下機能を認識し、誤嚥・窒息等の緊急事態を防ぐことが大事です。
- 2 なお、起居関連用具としての電動ギャッチベッド、サイドレール等を操作するときは、次の点に留意してください。
 - (1) 上昇及び下降時に異音が発生していないか
 - (2) 可動部に異物等が付着していないか
 - (3) 操作ボタンの表示が鮮明になっているか
 - (4) キャスターのブレーキの効き具合はよいか
 - (5) サイドレールは確実に取り付けられているか
 - (6) サイドレールに亀裂や曲がりがないか

(排泄介助作業)

第29条 介護労働者は、排泄介助作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 排泄関連用具や起居関連用具の取り扱いに関する知識をもち、操作及び点検を行うこと
- 2 利用者の身体状況に応じた移動介助、体位交換等を行うこと
- 3 介助にあたっては、適切な保護具を使用すること
- 4 おむつ交換や体位変換時は、ベッドの高さを介護作業のしやすい高さで行うこと
- 5 汚物処理時は、適切に処理するとともに保護手袋を使用すること

解説：

- 1 排せつ方法には、トイレでの排せつ、ポータブルトイレ使用による排せつ、オムツを使用した排せつ等がありますが、介護にあたっては、介護者が疲れにくく安全を考えた介助が大事です。
- 2 介助作業に使用する福祉用具は、ポータブルトイレ、変換便座、電動補助便座等があります。これらの使用方法や点検の知識が必要になります。

福祉用具	注意事項
ポータブルトイレ	・便座とベッド高さを合わせること。 ・健側から乗り移れる位置におくこと。 ・便器関係は、割れ・ひびいり等がないこと。 ・便器を固定しているボルトやナットに緩みがないこと。
変換便座	・利用者の高さに合わせること。
補高便座	・便座と確実に取り付けてあること。
移乗用ボード	・座面に亀裂や外傷等がないこと。

(外出介助作業)

第30条 介護労働者は、外出介助作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 移動関連用具の取り扱いに関する知識を持ち、操作及び点検を行うこと

(1) 車いす

- ① 乗降時のブレーキの掛かり具合の確認
- ② 車いすのタイヤの圧力状態の確認
- ③ ベッドから車いすへの移乗技術
- ④ 車いすでの段差移乗の技術
- ⑤ 急坂では、後方に注意しながらバックで運転すること
- ⑥ 車いす等を停止させている場合は、必ずブレーキをかけること

(2) 電動車いす

- ① 法定速度を遵守すること
- ② バッテリーの充電度は、事前に確認をすること

(3) 歩行車

- ① ブレーキの効き具合
- ② 歩行車の押し手高さと言介護者の位置関係の適否

- 2 利用者の身体状況並びに利用者宅の環境に対応した移動介助、車の乗降介助、排泄介助等を行うこと
- 3 外出時には、戸締りや火元の確認を行うこと
- 4 外出するときは、事前にコース、時間、交通手段、トイレの有無等について確認を行うこと

解説：

外出する場合は、利用者の安全確保を念頭に行動する必要があります。

- 1 車いす、杖、歩行器等の福祉器具は、事前に点検し正常な状態で使用するようになければいけません。
- 2 室内から屋外に出るときは、移動周辺の障害物、段差、照明等の環境に留意し、安全な状態を確保してください。
- 3 路上の移動介助では、道路状況や車両の走行状態をチェックすることはもちろん、介助にあたっては、車イスのスピード、ブレーキをかける時等に配慮しなければなりません。
- 4 車いすは、歩行者として取り扱われます。車道は、絶対に通っては行けません。また、横断歩道を渡るときは、点滅時は避け、「青」になってから渡るようにしてください。
- 5 車いすを広げたりたたんだりするときは、アームレスト等で手を挟んだりする場合がありますので取り扱い時には気をつけてください。

(移乗・移動作業)

第31条 介護労働者は、移乗・移動作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 移動作業の基本は、利用者の身体的条件を良く確認し、適切な方法を取ること
 - (1) 杖の先端ゴムチップは、磨耗が激しくなく、かつ硬化していない物を使用させること
 - (2) 歩行器は、段差や路上等使用環境にあったものとする
 - (3) 歩行車は、利用者の押し手の高さが合っていること、及びブレーキの制御が容易であること

2 リフトを使用して移乗作業を行う場合は、次の点に留意すること

用具種類	留意点
床走行リフト	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護者を吊りあげたまま、目的以外の移動をしないこと 2 吊り具をハンガーに引っ掛けるときは、掛かり具合の点検を確実に行うこと 3 吊り上げているときは、脚部を広げたままにさせること 4 要介護者が搭乗しているときは、リフト車輪のロックをかけないこと 5 方向転換は、ハンドルを手前に引くこと（押し回しでは行わないこと）
壁面設置型リフト	<ol style="list-style-type: none"> 1 吊り具をハンガーに引っ掛けるときは、掛かり具合の点検を確実に行うこと 2 吊り上げるときは、アーム先端と利用者の重心位置を同心にすること 3 車いすから引き上げるときは、車いすのブレーキを外して行うこと 4 アームの回転半径内に障害物を置かないこと
据置型リフト	<ol style="list-style-type: none"> 1 吊り具をハンガーに引っ掛けるときは、掛かり具合の点検を確実に行うこと 2 吊り上げるときは、レールの真下で本体が走行可能なところで行うこと 3 車いすに移乗させるときは、車いすにブレーキをかけること

3 リフトに使用する吊り具は、傷、変形、切れ等がないものを使用すること

解説：

- 1 移乗用具を使用するときは、利用者の使用時の不安感を払拭することが大事です。特に、リフトで吊り上げるときは、体が座面から離れる状態で一度停止し、吊り具で身体が圧迫されていないか等の状態を確認したり、要介護者に声をかけることが大事です。
- 2 リフト使用での移乗作業では、要介護者の残存能力を考慮し、吊り具（スリング）からの転落防止、身体的疲労の軽減に努める必要があります。
 - (1) 股関節の機能や肩の筋力に問題がないか
 - (2) 身体的能力に問題がないか
 - ① 骨粗そう症になっていないか
 - ② 脳性麻痺になっていないか

③ その他予想される障害がないか

3 移動用・移乗用関連用具とその使用時の点検ポイントは次の通りです。

(1) 移動用関連用具

移動用関連用具	点検ポイント
杖	<ul style="list-style-type: none"> ・先端ゴムチップ（滑り止めゴム）の磨耗状態 ・T字型杖の場合、取り付け根部の緩み
ロフトランドクラッチ	<ul style="list-style-type: none"> ・先端のゴムチップの磨耗状態 ・使用時の前腕受けの高さ
歩行器	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴムチップの磨耗状態 ・フレーム連結部の結合状態
歩行車	<ul style="list-style-type: none"> ・車輪の磨耗・破損状態・回転具合等 ・ブレーキの制御状態

(2) 移乗用関連用具

移乗用関連用具	点検ポイント
床走行リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・キャスターの回転具合 ・車輪ロックの効き具合 ・車輪の給油・異物の付着状態
壁面設置型リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト支柱の取り付け部の緩み有無 ・吊り具およびハンガーの異常の有無
据置型リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト支柱の取り付け部の緩み有無 ・吊り具およびハンガーの異常の有無 ・レール支持部の取り付け状態
リフト用吊り具	<ul style="list-style-type: none"> ・傷、変形、切れ等、外観の異常の有無

(体位変換作業)

第32条 介護労働者は、体位変換作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

1 介護労働者自身の姿勢の安定を図ること

- (1) 重心を低くする
- (2) ひざを曲げる
- (3) 利用者にできる限り接近する
- (4) 両手・両足の力のバランスを取る

2 利用者への対応

- (1) 事前に説明を行うこと
- (2) ひざ関節を曲げてもらう、ひざを立ててもらおう等利用者の協力を得るようにすること

解説：第2節 介護作業全般

- 1 介護作業では、介護に関する正しい知識を持ち、利用者の身体の状態に合った介護を行うことが大事です。利用者の安全を確保できて、はじめて、自らの安全を確保することにつながります。安全を確保できなければ、介護労働者が二次災害を負う可能性があります。
- 2 介護労働者の労働災害は、交通災害を除くと、介護作業中における動作の反動や無理な動作が40%、転倒災害が30%を占め、この二つで全体の70%となります。
- 3 福祉用具は、利用者の日常生活の便宜を図り、かつ、機能訓練を図るための用具です。福祉用具の活用は、介護負担の減少、事故の未然防止また介護労働者の負担軽減にもなります。したがって、介護労働者には、福祉用具に対し次の事項が要求されます。
 - (1) 福祉用具の正しい使用技術
 - (2) 利用者にあった福祉用具の調整技術
 - (3) 福祉用具の適正な選択知識
 - (4) 福祉用具の安全点検の実施
- 4 その他
ここでは、介助作業に使用する代表的な福祉用具について説明してきましたが、その他にも多くの福祉用具があります。また、福祉用具の開発により新たなものも登場してきます。
これらについては、それぞれの事業場で安全上のポイントを含めた作業指示書や取扱書を作成し、定期的に介護労働者に教育をして下さい。

第3節 非定常作業

(重量物取扱作業)

第33条 介護労働者は、介護作業で付帯的に発生する重量物を取り扱う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 重量物を取り扱うときは、軽く準備体操を行うこと
- 2 重量物を取り扱う場合は、腰部に負担のかからない作業姿勢で行うこと

解説：

重量物を取り扱う必要性が発生した場合は、腰痛防止の観点より、次の事項に取り組んでください。

1 重量物取り扱いに関して

(1) 1人作業で重量物を移動出来るかどうかの判断を行い、無理な場合は二人で行うようにすることや、事前に要介護者の家族の方に措置していただくようにする。

2 重量物の取り扱い重量

(1) 18歳以上の男子作業者が人力のみにより取り扱う重量は、55kg以下にする。

(2) 作業者が、常時人力のみにより取り扱う場合の重量は、男子作業者の場合体重のおおむね40%以下となるように努める。女子作業者の場合は、男子作業者の60%以下となるようにする。

(3) 労働基準法（女性労働基準規則）で定める重量物は、妊婦、産婦、一般成人女性とも次のように規制されています。

年齢	重量（単位、kg），以下	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	12	8
満16歳以上 満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

3 作業姿勢・動作

重量物を取り扱う時は、急激な身体の移動をなくし、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担がかからない姿勢で行う。

(突発作業)

第34条 介護労働者は、突発作業が生じたときは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 介護中に発生が予測されるものについては、事前に対応措置を決めておくこと
- 2 福祉用具の点検中に発見した異常個所については、その場で処置するか使用禁止等の措置を取ること

解説：

1 突発作業の定義

突発作業とは、介護中に予測しなかった作業の発生や利用者が保有する福祉用具点検中に発見した措置作業等をいいます。

2 福祉用具の異状措置について

事業者は、介護先の福祉器具に破損等の異常があった場合の措置について、事前に介護労働者に説明しておく必要があります。

また、その情報を利用者及び家族の方に知らせることも大切です。

第4節 緊急事態への対応

(マニュアルの整備)

第35条 事業者は、あらかじめ想定される緊急事態が発生した場合に対応するため、緊急事態対応マニュアルを作成するとともに、その体制を整備しなければならない。

解説：

- 1 ここでいう、想定される緊急事態とは、次のような災害を言います。
 - (1) 訪問介護時に、利用者に病状の急変が生じたとき
 - (2) 人的災害としての火災、爆発、交通事故での死亡等の重大労働災害等
 - (3) 自然災害としての地震、台風、洪水、雷等
- 2 事故、災害は、予測できず突発的に起こります。その時は、気が動転し冷静な判断と行動が取れません。緊急事態対応マニュアルには、できるかぎり具体的な事項を定めたものを作成し、それに基づいた体制を整備しておくことが重要です。また、緊急事態が発生した場合の緊急連絡体制を準備しておくことも必要です。
- 3 共通的な緊急事態対応マニュアルとしては、次のようなものがあります。
 - (1) 利用者の病状急変時
 - (2) 火災発生時
 - (3) 地震発生時
 - (4) 交通事故発生時
 - (5) 労働災害発生時

(教育訓練の実施)

第36条 事業者は、緊急事態に対する適切な能力を付与するため、緊急事態対応マニュアルに基づき、すべての介護労働者に適切な教育と訓練を行わなければならない。

- 1 教育訓練は、年間計画に基づき、少なくとも年1回以上定期的に実施すること
- 2 教育訓練を行ったときは、その内容を記録し、これを3年間保存すること

解説：

事故・災害は、すべての労働者に係ってきますので、適切な教育と訓練を実施し、労働者に、緊急事態に対する適切な能力を付与する必要があります。時には、テスト等を実施し感性を高めておくことも必要です。

教育及び訓練を実施した後は、必ず会議を開催し、訓練での成果を確認するとともに問題点の対策を行うことが大事です。

(緊急事態発生時の措置)

第37条 事業者は、緊急事態が発生した場合は、労働災害を防止するために、緊急事態対応マニュアル等により適切な行動を取らなければならない。

解説：

1 緊急事態時の行動

緊急事態が発生したときの第1発見者は、あわてることなく「責任者に報告し、指示を受けてから行動する」ことが肝要です。マニュアルがあっても、普段から想定訓練をしていませんとその通り行動できません。したがって、緊急事態対応マニュアルや連絡方法、電話番号等を休憩所、施設、車輛等に準備しておくことが必要です。

2 事業場での労働災害発生時の行動

(1) 報告

- ① 介護労働者は、労働災害が発生させたときは速やかに事業場責任者に口頭若しくは電話等で報告すること。
- ② 被災者は報告後、所定の帳票で災害報告書を管理者に提出すること。
- ③ 管理者は、被災者から状況を確認し、報告書の点検を行い、事業者に提出すること。

(2) 措置

- ① 被災者は、状況に応じ病院へ直行し診断を受ける。
- ② 結果を事業場へ報告する。
- ③ 管理者は、被災程度に応じて現場を確認するとともに、医師の診断結果を確認する。

(3) 労働基準監督署長への報告（労働安全衛生規則第97条関連）

① 事業者は、死亡又は休業4日以上災害が発生したときは、遅滞なく様式第23号（労働安全衛生法）による報告書を所轄労働基準監督署長に提出すること。

② 休業災害4日未満については、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの期間における災害については、様式24号による報告書で、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出すること。

3 事業場（事務所）での火災発生時の行動

（1）消防署への通報

火災が発生した場合は、火急に、消防署へ通報しなければなりません。そのためには、誰が連絡するのか、事前に決めておくことが大事です。

同時に、周囲へ火災発生を知らせる必要があります。

（2）初期消火

火災発生時には、拡大防止のために初期消火が必要です。しかし、事務所の人員が少ない場合は、初期消火も対応できません。大事なものは、身の安全を図ることです。

（3）情報開示

消防署が到着したら、火災源の状況について説明し、消火活動がしやすいように協力します。

4 事業場（事務所）での地震発生時の行動

（1）身の安全の確保

地震が発生したときは、まず自分の身の安全の確保を図ることが大事です。事業場のどこに避難するのか普段から決めておいてください。

（2）被災者の救助

余震が治まったあと、被災者がいないか確認しなければいけません。救助活動が出来ないときは、公設機関に連絡し、対応することが大事です。

（3）火災発生時の行動

3項に準じて行動します。

5 通勤途上での交通事故

（1）被災者の救助

運転手は、自家用車の運転を停止し、被害者の有無と事故状況等を確認し、負傷者がいる場合は、周囲の人と連携し被災者を救助し、応急処置を施し、同時に現場警察へ通報してください。

（2）責任者への報告

事故が起きた場合は、被災程度に関係なく、同時に事業場責任者に報告し、帰社後交通災害報告書を作成させるようにしてください。

6 介護先での緊急事態への対応基準

介護者は、介護先での一人作業時に緊急事態に接する機会が多くなります。
次のような行動を基準にしてください。

(1) 火災時の行動

- ① 火災発生時は、まず自身の身の安全を図り、家族と共同し初期消火の援助や公設機関への通報を行うとともに、利用者の身の安全の確保に注力します。
- ② 次いで、火災発生状況について事業場へ速やかに連絡してください。その後は、責任者の指示に従って行動してください。

(2) 地震時の行動

- ① 地震発生時は、自身の身の安全を図り、治まった後は、介護先の家族の方と共同し利用者の安全を確保するようにします。
- ② 次いで、火災発生の有無を確認し、発生している場合は、初期消火の援助や公設機関への通報を行うとともに避難をします。
- ③ 次いで、地震や火災の発生状況について、事業場へ速やかに連絡し、その後は、責任者の指示に従って行動してください。

(3) 介護中の緊急事態

介護中に予測しない事故に遭遇します。骨折、誤嚥・窒息、心肺機能の停止等が考えられますが、要介護者の安全確保を優先に、応急手当とかかりつけの医療機関への連絡さらに救急車の手配等、適切な行動が必要になります。大事なことは、一連の事象の中で冷静に行動し、自らの安全を確保することです。

(事後措置)

第38条 事業者は、事故・災害が起こった場合は、初期対応が終了した後に、次の措置を行わなければならない。

- 1 現場保存の解除指令を出すこと、なお、警察、消防等の関係行政機関の指示により現場保存を行っている場合には、当該行政機関の指示に基づいて行うこと
- 2 事故災害等の原因を究明し、事故・災害の報告書を作成すること
- 3 再発防止策の立案とその実施を推進すること
- 4 緊急事態対応マニュアル類の見直し改訂及び教育訓練の実施をすること
- 5 介護先で緊急事態に遭遇した場合の措置は、速やかに管理者に報告し、マニュアルの不適事項に関しては、改訂を行うこと
- 6 介護労働者が被災した場合は、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に提出すること

解説：

事業者は、緊急事態の事後措置が終了した後、必要に応じ、労働基準監督署等の行政関係や関係機関並びに関係者に概況を報告する必要があります。

また、今後の安全衛生管理体制向上のため、発生した事故・災害の問題点や課題を整理した上で、再度、労働者に教育や訓練を実施する必要があります。

(資 料)

資 料

I 安全衛生の基本について

II 介護労働者の労働災害

III モデル安全衛生規程及び解説事例等

- 1 安全衛生方針事例
- 2 安全衛生管理計画事例
- 3 在宅介護サービス業の法的安全衛生管理体制等について
- 4 安全衛生会議要領事例
- 5 雇い入れ時の安全衛生教育事例
(付属書1) ヒヤリ・ハット吸い上げ活動について
(付属書2) 危険予知訓練(KYT)について
- 6 健康診断項目の意味合い
- 7 職場における腰痛予防対策指針(抜粋)
- 8 介護サービス業における腰痛予防体操(参考例)
- 9 作業手順書作成要領及び事例
- 10 労働災害防止管理規程事例
- 11 労働者死傷病報告

IV 安全衛生チェックリストについて

- 1 安全衛生チェックリストの使い方について
- 2 安全衛生チェックリスト

I 安全衛生の基本について

1 労働災害

(1) 労働災害とは

我が国の労働災害による死傷者数は、長期的には減少してきているものの、今なお年間53万人が被災しています。そのうち、死亡者は1600人を超えており、最も重いはずの人の命がいつも簡単に奪われています。

私たちは、日常生活において、「災害」と「事故」とを特に意識して使いわけるとはしていませんが、労働安全衛生の分野では、爆発火災、中毒等により労働者に被害があった場合は「災害」、被害がなかった場合は「事故」と、人身被害の有無で使い分けています。

労働災害は、労働者が工作中に職場に存在する危険に遭遇して、その心身に被る災害です。職場には、様々な災害ポテンシャル（災害が発生する危険性）があります。そして、一つの事故の背景には、多くの要因が存在しています。

(2) 労働災害発生のしくみ

労働災害は、ある日突然やってくるものではありません。その災害を引き起こす危険有害要因が存在し、その兆候が必ずどこかで現れています。災害は、災害ポテンシャルによってもたらされる結果的現象といえることができます。

労働災害は、物（設備、道具など）と人（作業員など）との関係において起こりますから、災害ポテンシャルも物の側、人の側の両方にあります（直接原因）。一般に、前者は不安全状態、後者は不安全行動といわれています。

直接原因の背後には、多くの安全管理の欠落による間接原因が潜んでいますが、この間接原因も取り除かない限り、同種の災害が繰り返されることになりかねません。

(3) 事故と災害の発生の割合

災害発生の割合では「重傷害が1件発生したとすると、その背後には軽傷害が29件ある。さらにその背後には災害統計には現れないヒヤリハットが300件ある。」といわれます。これは、アメリカの技術者ハインリッヒが分析した一例で、ハインリッヒの法則と呼ばれます。

「事故らしい事故は起きていない」と安全衛生に注意を払わない場合がよくあります。それは必ずしも今後の安全衛生を保障するものではありません。事故がなかったのは、災害ポテンシャルがないことによるものか、災害ポテンシャルはあったがたまたま災害にまで発展しなかったことによるものか、見極めることが必要です。

2 安全配慮義務

(1) 安全配慮義務

企業に雇用される労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する施設、器具などを用いて労務の提供を行います。この過程において、事業者は、「労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っている」（昭和59.4.10最高裁判